

下水道法に基づく流域下水道の構造の基準及び終末処理場の維持管理に関する条例をここに公布する。

平成二十四年三月二十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

## 広島県条例第十五号

### 下水道法に基づく流域下水道の構造の基準及び終末処理場の維持管理に関する条例

#### る条例

#### (趣旨)

第一条 この条例は、下水道法（昭和三十三年法律第七十九号。以下「法」という。）第二十五条の十第一項において準用する法第七条第二項及び法第二十一条第二項の規定に基づき、県が設置する流域下水道の構造についての技術上の基準及び終末処理場の維持管理について必要な事項を定めるものとする。

#### (定義)

第二条 この条例で使用する用語は、法及び下水道法施行令（昭和三十四年政令第四百四十七号）で使用する用語の例による。

#### (排水施設及び処理施設に共通する構造の基準)

第三条 排水施設（これを補完する施設を含む。次条において同じ。）及び処理施設（これを補完する施設を含む。第五条において同じ。）に共通する構造について法第二十五条の十第一項において準用する法第七条第二項の条例で定める技術上の基準は、次のとおりとする。

- 一 堅固で耐久力を有する構造とすること。
- 二 コンクリートその他の耐水性の材料で造り、かつ、漏水及び地下水の浸入を最少限度のものとする措置が講じられていること。
- 三 屋外にあるもの（生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生ずるおそれのないものとして規則で定めるものを除く。）については、覆い又は柵の設置その他下水の飛散を防止し、及び人の立入りを制限する措置が講じられていること。
- 四 下水の貯留等により腐食するおそれのある部分については、ステンレス鋼その他の腐食しにくい材料で造り、又は腐食を防止する措置が講じられていること。
- 五 地震によって下水の排除及び処理に支障が生じないよう地盤の改良、可とう継手の設置その他の規則で定める措置が講じられていること。

#### (排水施設の構造の基準)

第四条 排水施設の構造について法第二十五条の十第一項において準用する法第七条第二

項の条例で定める技術上の基準は、前条に定めるもののほか、次のとおりとする。

一 排水管の内径及び排水渠（きよ）の断面積は、規則で定める数値を下回らないものとし、かつ、計画下水量に応じ、排除すべき下水を支障なく流下させることができるものとする。

二 流下する下水の水勢により損傷するおそれのある部分については、減勢工の設置その他水勢を緩和する措置が講じられていること。

三 暗渠（きよ）その他の地下に設ける構造の部分で流下する下水により気圧が急激に変動する箇所については、排気口の設置その他気圧の急激な変動を緩和する措置が講じられていること。

四 暗渠（きよ）である構造の部分の下水の流路の方向又は勾配が著しく変化する箇所その他管渠（きよ）の清掃上必要な箇所については、マンホールを設けること。

五 マンホールには、密閉することができる蓋を設けること。

（処理施設の構造の基準）

第五条 第三条に定めるもののほか、終末処理場の処理施設の構造について法第二十五条の十第一項において準用する法第七条第二項の条例で定める技術上の基準は、次のとおりとする。

一 脱臭施設の設置その他臭気の発散を防止する措置が講じられていること。

二 汚泥処理施設（汚泥を処理する処理施設をいう。以下同じ。）は、汚泥の処理に伴う排気、排液又は残さい物により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないよう規則で定める措置が講じられていること。

（適用除外）

第六条 前三条の規定は、次に掲げる流域下水道については、適用しない。

一 工事を施行するために仮に設けられる流域下水道

二 非常災害のために必要な応急措置として設けられる流域下水道

（終末処理場の維持管理）

第七条 法第二十五条の十第一項において準用する法第二十一条第二項の規定による流域下水道の終末処理場の維持管理は、次に定めるところにより行うものとする。

一 活性汚泥を使用する処理方法によるときは、活性汚泥の解体又は膨化を生じないようエアレーションを調節すること。

二 沈砂池又は沈殿池の泥溜めに砂、汚泥等が満ちたときは、速やかにこれを除去するものとする。

三 急速ろ過法によるときは、ろ床が詰まらないように定期的にその洗浄等を行うものと

もに、ろ材が流出しないように水量又は水圧を調節すること。

四 前三号のほか、施設の機能を維持するために必要な措置を講じること。

五 臭気の発散及び蚊、はえ等の発生の防止に努めるとともに、構内の清潔を保持すること。

六 前号のほか、汚泥処理施設には、汚泥の処理に伴う排気、排液又は残さい物により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないように規則で定める措置を講じること。

#### 附 則

##### (施行期日)

1 この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

##### (経過措置)

2 この条例の施行の際現に存する排水施設又は処理施設であつて、第三条第五号の規定に適合しないものについては、同号の規定は、適用しない。ただし、この条例の施行後に改築（災害復旧として行われるもの及び流域下水道に関する工事以外の工事により必要を生じたものを除く。）の工事に着手した排水施設又は処理施設については、この限りでない。

##### (広島県流域下水道設置及び管理条例の一部改正)

3 広島県流域下水道設置及び管理条例（昭和五十六年広島県条例第三号）の一部を次のように改正する。

第四条中「この条例」の下に「及び他の条例」を加える。